

山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金交付要綱

平成 23 年 9 月 30 日
告示第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、再生可能エネルギーの一つである温泉熱エネルギーのさらなる利用促進を図るため、町内の温泉利用施設や温泉引湯住宅に温泉熱を利用した省エネルギー設備等を導入した者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)及び補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表 1 のとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表 2 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金交付申請書(様式第 1 号)に、別表 3 に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項に基づく補助金交付決定後に補助対象事業の大幅な変更、又は補助対象経費の 2 割以上の変更が生じる場合は、速やかに山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金変更承認申請書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金変更承認決定通知書(様式第 5 号)又は山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金変更不承認決定通知書(様式第 6 号)により当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 6 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告書の提出)

第 7 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金実績報告書(様式第 7 号。以下「実績報告書」という。)に、別表 3 に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(事業完了の確認及び補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金確定通知書(様式第 8 号。以下「確定通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求手続き)

第 9 条 補助事業者は、確定通知書を受けたときは、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金請求書(様式第 9 号)により、町長に補助金の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第 10 条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、30 日以内に補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに、既に交付をした補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、山ノ内町温泉熱利用設備導入支援補助金交付取消し決定通知書(様式第 10 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象者及び補助対象事業

区分	補助対象者	補助対象事業
温泉利用施設 （事業者向け）	町内に温泉利用施設を所有する事業者 （法人その他の団体及び事業を行う個人） 町税の滞納がない者	町内の温泉利用施設において、温泉熱を利用した省エネルギー設備等を整備する事業
温泉引湯住宅 （個人向け）	山ノ内町民であって、町内に温泉を引湯している住宅を所有する者 （その予定者も含む） 町税の滞納がない者 （申請者の世帯員を含む）	町内の温泉引湯住宅において、温泉熱を利用した省エネルギー設備等を整備する事業

別表 2（第 3 条関係）

補助対象経費及び補助金の額

区分	補助対象経費	補助金の額
温泉利用施設 （事業者向け）	設計費、設備費及び工事費に係る経費のうち、町長が必要かつ適当と認めるもの	左記経費のうち、実支出額の 3 分の 1 に相当する額以内の額とし、50 万円を限度とする（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）
温泉引湯住宅 （個人向け）	<ul style="list-style-type: none"> ・設計費...補助事業に必要な機械装置、材料、システム等の設計に要する費用 ・設備費...補助事業の実施に必要な機械装置、材料等の購入、製造（改修含む）又は据付等に要する費用（当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く） ・工事費...補助事業の実施に不可欠な工事に要する費用 	左記経費のうち、実支出額の 3 分の 1 に相当する額以内の額とし、10 万円を限度とする（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）

別表3（第4条、第7条関係）

交付申請及び実績報告時の添付書類

区分	交付申請	実績報告
温泉利用施設 （事業者向け）	<ul style="list-style-type: none"> ・会社謄本又は事業申告書の写し ・町税の納税証明書 ・建物の所有が証明できる書類 ・補助対象事業に係る見積書の写し ・補助対象事業に係る図面及び仕様書 ・補助対象事業実施前の現場写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書又は請書の写し ・領収書の写し ・補助対象事業実施後の現場写真
温泉引湯住宅 （個人向け）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯員全員が記載されている住民票 ・町税の納税証明書（世帯員を含む） ・家屋の所有が証明できる書類 ・補助対象事業に係る見積書の写し ・補助対象事業に係る図面及び仕様書 ・補助対象事業実施前の現場写真 	